

教育委員会臨時会議事日程

令和3年3月22日(月) 午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

新型コロナウイルス感染症への対応について

3 審議案件

教委第71号議案 横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間
に関する規程の一部改正について

教委第72号議案 小学校校務用コンピュータの賃貸借に係る損害賠償額の決定
に関する意見の申出について

教委第73号議案 教育委員会事務局職員の人事について

4 その他

令和3年3月22日

教育委員会臨時会 一般報告

1 市会関係

○3/16 こども青少年・教育委員会

○3/19 予算第一・予算第二特別委員会連合審査会（総合審査）

2 市教委関係

(1) 主な会議等

(2) 報告事項

○新型コロナウイルス感染症への対応について

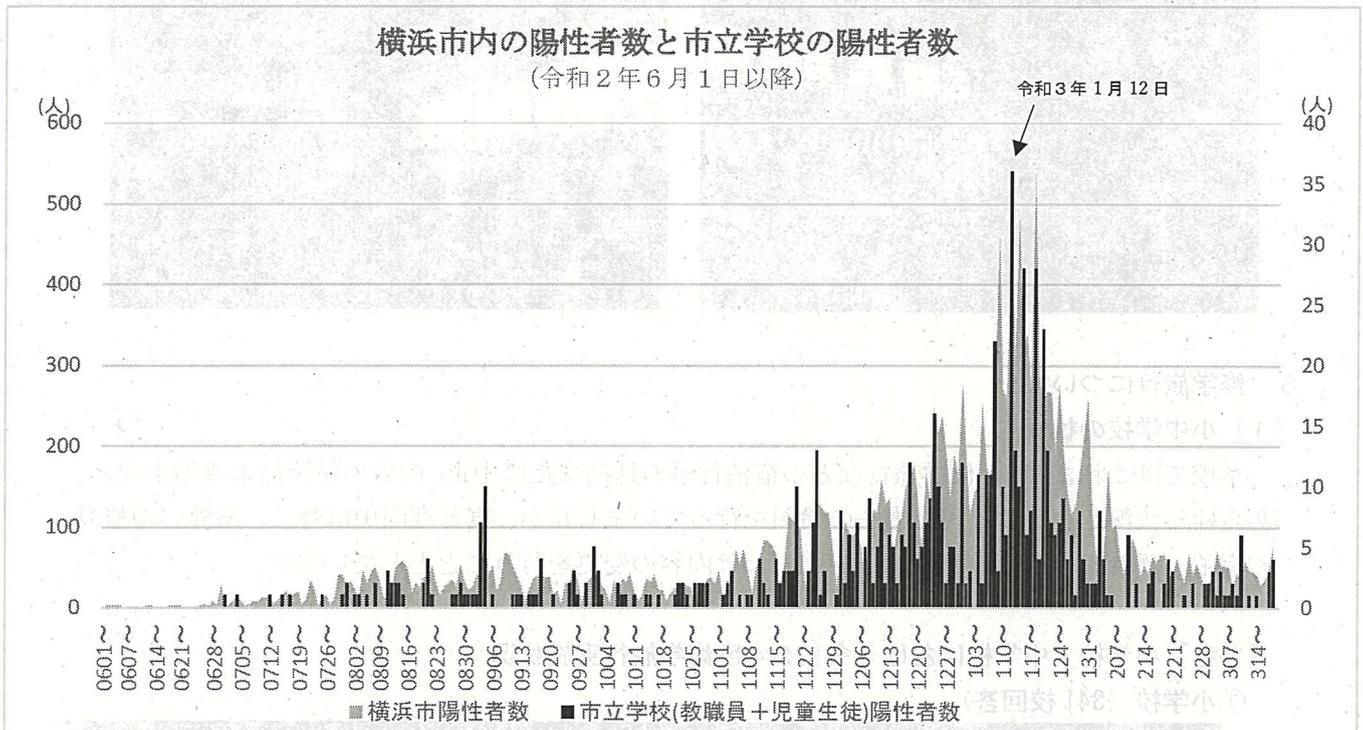
3 その他

新型コロナウイルス感染症への対応について

1 教職員・児童生徒の新型コロナウイルス感染状況

前回の報告（令和3年3月3日）以降の教職員の感染者は3人、児童生徒の感染者は21人、感染者が発生した学校は合計20校です。

なお、令和2年6月1日の学校再開以降の教職員の感染者は96人、児童生徒の感染者は646人、感染者が発生した学校は325校となっています。（令和3年3月19日17時現在）



2 市立学校の卒業式について

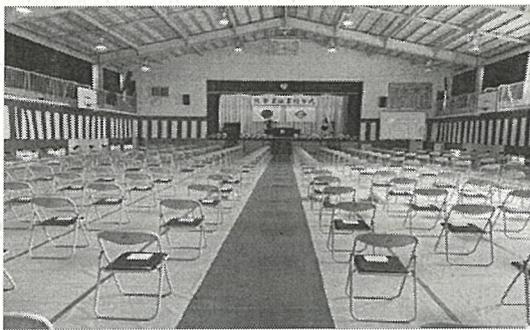
市立学校の令和2年度卒業式は、時間の短縮や、在校生、保護者及び来賓の参列方法の検討、呼び掛けを控える等の式典のスリム化など、児童生徒数や学校施設等の実情に合わせて、感染拡大防止措置を十分に講じたうえで、3月2日から順次、実施しております。

保護者等の参列については、適切な距離を保ちながら参列したり、別の教室で式典のライブ配信を行ったり、写真撮影用の立て看板を多く設置するなどの工夫に取り組みながら実施しています。

《学校で実際に講じている式典の工夫》

- ・ 保護者は各家庭から1名ずつ参列する
- ・ 座席を1m程度離して配置する
- ・ 来賓は参列しない。
- ・ 在校生の参列は見合わせる、または、生徒会の代表生徒のみ
- ・ 卒業生への証書授与の際のみマスクを外す（声を発さないこと前提）

中学校卒業式の様子



小学校卒業式の様子



3 修学旅行について

(1) 小中学校の状況

学校ではこれまでも、修学旅行などの宿泊行事の延期または中止、内容の精選による縮小など、あらゆる状況を想定した実施方法の検討を行っていましたが、宣言期間中は特に、県外への移動や宿泊・飲食を伴う行事は延期、中止または内容の変更を行うこととしています。

【参考】小学校・中学校における令和2年度修学旅行実施状況

①小学校（341校回答）

| 年度当初の 予定どおりに実施 | 宿泊により実施 (日程や行先の変更あり) | 中 止 | 日帰りで実施 (日程や行先の変更あり) |
|-------------------|-------------------------|----------------|------------------------|
| 17校 (5.0%) | 133校 (39.0%) | 53校 (15.5%) | 138校 (40.5%) |

②中学校（147校回答）

| 年度当初の 予定どおりに実施 | 宿泊により実施 (日程や行先の変更あり) | 中 止 | 日帰りで実施 (日程や行先の変更あり) |
|-------------------|-------------------------|----------------|------------------------|
| 5校 (3.4%) | 21校 (14.3%) | 99校 (67.3%) | 22校 (15.0%) |

(2) 高等学校の状況

2校が3月に県外への修学旅行を予定していましたが、緊急事態宣言が再延長されたため、中止としました。

4 高等学校の部活動の特別措置（令和3年3月10日通知）について

緊急事態宣言が解除され、春季休業を中心に各種大会が実施される場合の生徒のけが防止等を考慮し、校長の判断で大会等の14日前から活動することを可能としています。

《特別措置の内容》

- ・土日の活動について、どちらか1日、3時間程度の活動を可とする。
- ・他校との合同練習（対外試合を含）を可とする。

5 緊急事態宣言解除後の教育活動について

神奈川県を含む1都3県に対する緊急事態宣言が、3月21日（日）をもって解除されました。これに伴って、神奈川県教育委員会から、宣言解除に伴う教育活動等に係る通知が発出されています。本市においても、「横浜市立学校の教育活動の再開に関するガイドライン」を改訂するとともに、各学校に対して、引き続き、感染防止対策を徹底しながら、段階的に教育活動等の実施に取り組むよう周知しています。

（1）登下校への配慮

宣言期間中は特に、登下校の際の昇降口での密になる状況や、公共交通機関での混雑を避けることを目的として、児童生徒の登下校に時間差を設けたり、始業時刻を変更するなどの配慮を行っていましたが、宣言解除後も当面の間、宣言期間中の対応を継続します。

（2）部活動

ア 中学校・義務教育学校後期課程

活動日数は週4日以内として、平日は2時間以内、休日は3時間以内で活動することとします。対外試合や合同練習等の学校外での活動については、原則として、市内での活動とします。

イ 高等学校

活動日数は土日祝日を含めて週5日以内とし、活動時間は平日2時間程度、休日は3時間程度とします。対外試合や合同練習等の学校外での活動については、原則として、県内での活動とします。

いずれの場合でも、活動内容により感染予防が困難な場合は、当該活動自体を見合わせることをとして、着替えや移動など、活動を行っていない場合は、可能な限りマスクを着用します。

（3）学校開放

宣言期間中、活動終了時刻の限度を20時としていましたが、宣言の解除に伴って21時に変更します。なお、感染拡大防止の観点から、宣言期間中は水分補給を除き、飲食は伴わないこととしていましたが、この取扱いは継続することとします。

教委第71号議案

横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の一部改正について

横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の一部を次のように改正する。

令和3年3月22日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

横浜市立学校に勤務する教職員に対して、フレックスタイム制度を本格導入すること、及び人事委員会規則の一部改正により、教育委員会の任命に係る一般職職員のうち横浜市立学校に勤務する者以外の職員について、勤務時間等の組別を割り振ることのできる上限回数が撤廃されることに伴い、規定を整理するため、横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の一部を改正したいので提案する。

横浜市教育委員会達第 号

横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程（平成31年3月横浜市教育委員会達第3号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会
教育長 鯉 淵 信 也

第1条中「一般職職員（）」の次に「横浜市立の学校に勤務する職員を除く。」を加える。
別表備考中3を削る。

附 則

この達は、令和3年4月1日から施行する。

横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程新旧対照表

| 現行 | 改正後(案) |
|--|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、職員の申告を考慮した勤務時間の割振りに関する規則（平成31年3月横浜市人事委員会規則第6号。以下「規則」という。）第3条第2項及び第8条の規定に基づき、勤務時間を割り振られる教育委員会の任命に係る一般職職員（以下「教育委員会フレックスタイム制度勤務職員」という。）の勤務時間について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(勤務時間等)</p> <p>第2条 規則第3条第2項の規定に基づき定める勤務時間及びその組別並びに休憩時間は、別表のとおりとする。</p> <p>(第2項 省略)</p> <p>(第3条 省略)</p> <p>別表（第2条第1項）</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(備考)</p> <p>1 11組、12組及び13組は、通常の勤務時間外に行わざるを得ない性質の業務に対応する場合に限り、割り振ることとする。</p> <p>2 14組及び15組は、(1)及び(2)を1つの組合せとして割り振ることとする。</p> <p>3 規則第6条第2号及び第3号の規定に基づく申告の場合は、4組、5組及び6組に限り、割り振ることとする。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、職員の申告を考慮した勤務時間の割振りに関する規則（平成31年3月横浜市人事委員会規則第6号。以下「規則」という。）第3条第2項及び第8条の規定に基づき、勤務時間を割り振られる教育委員会の任命に係る一般職職員（<u>横浜市立の学校に勤務する職員を除く</u>。以下「教育委員会フレックスタイム制度勤務職員」という。）の勤務時間について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(勤務時間等)</p> <p>第2条 規則第3条第2項の規定に基づき定める勤務時間及びその組別並びに休憩時間は、別表のとおりとする。</p> <p>(第2項 省略)</p> <p>(第3条 省略)</p> <p>別表（第2条第1項）</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(備考)</p> <p>1 11組、12組及び13組は、通常の勤務時間外に行わざるを得ない性質の業務に対応する場合に限り、割り振ることとする。</p> <p>2 14組及び15組は、(1)及び(2)を1つの組合せとして割り振ることとする。</p> <p>(削除)</p> |

【別記1】

現行

| 組別 | 勤務時間 | 休憩時間 |
|--------|--------------------|------------------|
| 1組 | 午前7時15分から午後4時まで | 勤務時間の途中に1時間を与える。 |
| 2組 | 午前7時30分から午後4時15分まで | |
| 3組 | 午前7時45分から午後4時30分まで | |
| 4組 | 午前8時から午後4時45分まで | |
| 5組 | 午前8時45分から午後5時30分まで | |
| 6組 | 午前9時から午後5時45分まで | |
| 7組 | 午前9時15分から午後6時まで | |
| 8組 | 午前9時30分から午後6時15分まで | |
| 9組 | 午前9時45分から午後6時30分まで | |
| 10組 | 午前10時から午後6時45分まで | |
| 11組 | 午前10時15分から午後7時まで | |
| 12組 | 午前11時15分から午後8時まで | |
| 13組 | 午後零時15分から午後9時まで | |
| 14組(1) | 午前8時30分から午後7時まで | |
| 14組(2) | 午前9時から午後4時まで | |
| 15組(1) | 午前8時30分から午後8時まで | |
| 15組(2) | 午前10時から午後4時まで | |

改正後(案)

| 組別 | 勤務時間 | 休憩時間 |
|--------|--------------------|------------------|
| 1組 | 午前7時15分から午後4時まで | 勤務時間の途中に1時間を与える。 |
| 2組 | 午前7時30分から午後4時15分まで | |
| 3組 | 午前7時45分から午後4時30分まで | |
| 4組 | 午前8時から午後4時45分まで | |
| 5組 | 午前8時45分から午後5時30分まで | |
| 6組 | 午前9時から午後5時45分まで | |
| 7組 | 午前9時15分から午後6時まで | |
| 8組 | 午前9時30分から午後6時15分まで | |
| 9組 | 午前9時45分から午後6時30分まで | |
| 10組 | 午前10時から午後6時45分まで | |
| 11組 | 午前10時15分から午後7時まで | |
| 12組 | 午前11時15分から午後8時まで | |
| 13組 | 午後零時15分から午後9時まで | |
| 14組(1) | 午前8時30分から午後7時まで | |
| 14組(2) | 午前9時から午後4時まで | |
| 15組(1) | 午前8時30分から午後8時まで | |
| 15組(2) | 午前10時から午後4時まで | |

横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の
一部改正について

1 横浜市教育委員会におけるフレックスタイム制度の運用の変更について

事務局職員は平成31年度から本格運用を開始し、制度は浸透し円滑に運用されています。一方、学校に勤務する職員は平成30年度からの試行実施を経て、令和3年度から本格運用を開始します。来年度に向けて、規定の整理、運用の一部変更を次のとおり実施します。

| | | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----|-------|---|---|
| 事務局 | 運用規定 | ① 職員の申告を考慮した勤務時間の割り振りに関する規則(人事委員会) ② 横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程 | 同左 |
| | 決定者 | 職員の申告により所属長が決定 | 同左 |
| | 割振の組数 | 15組 | 同左 |
| | 回数制限 | 育児・介護で8時～9時の組別を使う場合は上限なし。それ以外は1か月の上限は5回。 ただし、コロナ感染防止のため、臨時的に使用目的を問わず、上限を撤廃して運用中。 | 目的問わず上限を廃止 |
| 学校 | 運用規定 | 「教職員版フレックスタイム制度の試行に関する要綱」により試行実施 ※ 人事委員会規則では対象外と規定 | ① 職員の申告を考慮した勤務時間の割り振りに関する規則(人事委員会) ② 横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程 |
| | 決定者 | 教職員の申告により校長が決定 | 同左 |
| | 割振の組数 | 昼間勤務する職員…12組 夜間勤務する職員…12組 | 昼間勤務する職員…13組(7時を追加) 夜間勤務する職員…12組 |
| | 回数制限 | 昼間勤務する職員は、育児・介護で8時～8時30分の組別を使う場合は上限なし。8時45分及び9時の組別を使う場合は1か月の上限は12回。それ以外は1か月の上限は5回。 | 昼間勤務する職員は、育児・介護で8時～9時の組別を使う場合は上限なし*。 それ以外は1か月の上限は5回(学校現場では、利用する場合に代替が必要なため、上限を維持)。 * 実施要綱において8時45分及び9時の組別を使う場合は上限12回とする。ただし、学校運営に支障がない場合は上限なしとすることができる。 |

2 改正の趣旨

人事委員会規則の次の改正に伴い、当該規程を改正します。

- 新たに横浜市立学校に勤務する職員が対象となり、勤務時間の割振りができる回数の上限は5回とされました。
- 新型コロナウイルス感染症防止に係る柔軟な勤務体制の確保によりフレックスタイム制度の利用が拡大しており、特に問題なく職場運用が図られていることから、従前の対象職員は上限回数が撤廃されました。

○職員の申告を考慮した勤務時間の割振りに関する規則（人事委員会規則）

【改正前】

第6条 前条で定める単位期間において、任命権者が第3条第2項に基づき定める組別を割り振ることのできる回数は、次の各号に定める場合の回数を除き、5回を上限とする。

(経過措置)

2 この規則の規定は、当分の間、横浜市立学校に勤務する職員については適用しない。

【改正後】

第6条 前条で定める単位期間において、教育委員会が横浜市立学校に勤務する職員に対し第3条第2項に基づき定める組別を割り振ることのできる回数は、次の各号に定める場合の回数を除き、5回を上限とする。

(経過措置)

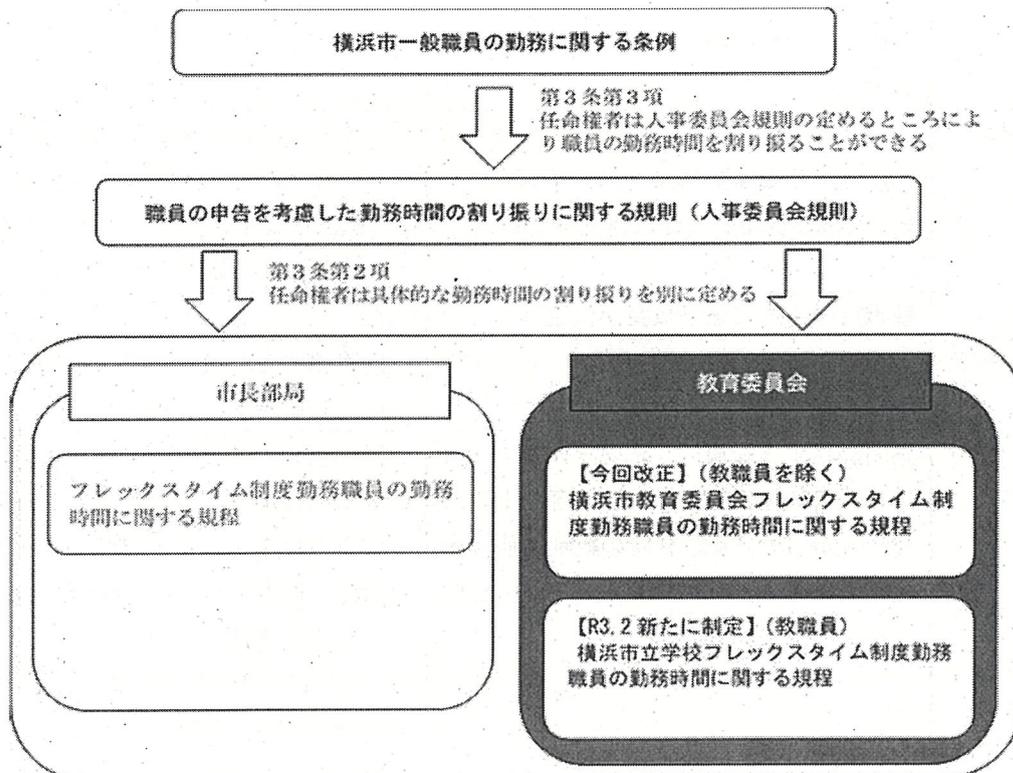
削除

3 改正の内容

- (1) 当該規程の対象となる職員の再整理が必要となったことから「横浜市立の学校に勤務する職員」を除くを追記します。
- (2) 所属長が割り振ることのできる上限回数を撤廃することとし、(備考) 第3号にある上限回数に係る条文を削除します。

【参考】フレックス割振り実績（4月～翌年1月までの実績比）
今年度 11,308回（前年度 2,434回）

【参考】フレックスタイム制度体系図



4 施行期日

令和3年4月1日